入札参加資格審査申請について　よくある質問について　　令和８年11月27日現在

NO.	申請区分					質　問	回　答
	建設工事（県内業者）	建設工事（県外業者）	測量・建設コンサルタント等	業務	物品		
1	○	○	○	○	○	他の申請区分の各申請を同封してもいいですか。	同封しても構いません。
2	○	○	○	○	○	実績調書は、自社様式でもいいですか。	当市の様式項目を網羅できているのであれば、様式は問いません。
3	○					「県内【その２】14関係 地域貢献活動等の実績調書」について、添付する実績調書は自社で証明してもいいですか。	自社による証明は認められません。 活動の主催者（実施機関）である団体等の証明としてください。
4	○					「県内【その２】14関係 地域貢献活動等の実績調書」について、添付する実績調書は写しでもいいですか。	写しでも構いません。
5	○					「県内【その５】24営業所専任技術者」の添付書類について、「建設業許可申請様式第八号（第３条関係）専任技術者証明書」はないが、「様式第一号（第２条関係）別紙四　専任技術者一覧表」でもいいですか。	専任技術者一覧表の写しでも構いません。
6	○					提出書類のうち、「営業所一覧表」は、支店等がなく本店のみの場合でも提出が必要ですか。	本店のみの場合でも提出してください。
7		○				受任先を設定する場合、本社で建設業の許可を受けていますが、受任先では許可を受けていない業種を、受注希望業種として申請できますか。	いいえ。受任先を設定する場合、受注希望業種は、当該受任先で建設業の許可を受けている業種に限ります。
8				○		バーチャルオフィスを利用しており、看板がないため「看板等会社名の確認できるもの」を添付することができません。どうすればいいですか。	住所の利用や郵便物の受取・転送のみを目的としたバーチャルオフィスは、原則、申請する事業所として認めていません。 なお、バーチャルオフィスという名称であっても、実際に利用できる執務場所がある場合は、建物の外観写真を提出してください。申請内容について確認が必要な場合は、必要に応じて、事務所の利用契約書などの提出をお願いすることがあります。

入札参加資格審査申請について　よくある質問について　　令和８年11月27日現在

NO.	申請区分					質　問	回　答
	建設工事（県内業者）	建設工事（県外業者）	測量・建設コンサルタント等	業務	物品		
9				○		シェアオフィスを利用しており、看板がないため「看板等会社名の確認できるもの」を添付することができません。どうすればいいですか。	看板等がない場合は、建物の外観写真を提出してください。申請内容について確認が必要な場合は、必要に応じて、事務所の利用契約書などの提出をお願いすることがあります。
10				○		実績のない業種についても、受注希望業種として申請できますか。	実績のない業種でも、申請要件を満たしていれば申請できます。
11				○	○	様式2-5に記載する有資格が約1,000件ありますが、資格証等の写しは、全て提出する必要がありますか。	各資格ごとに30名を超える場合は、30名までの資格証等の写しを提出してください。
12					○	リース業はどの申請区分に該当しますか。	「物品」で様式2-1の分類は「その他」「62その他」を選択していただき、様式2-2で詳細を記入してください。